

ショートステイあやはし苑運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中陽福祉会（以下「本会」という。）が開設するショートステイあやはし苑（以下「事業所」という。）が行う予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「介護従事者」という。）が、要介護状態、要支援状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要介護、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイあやはし苑
- 二 所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名1410番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、理事長の命を受けて事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、事業所に対する介護の利用申し込みに係る調整、他の短期入所生活介護従業者に対する相談及び技術指導を行う。
- 三 介護職員 23名以上（常勤換算 23.0 以上）
介護職員は、利用者の介護業務に従事する。
- 四 看護職員 3名以上（常勤換算 3.0 以上）
看護職員は、医師の指示に従い診療の補助及び投薬、看護並びに利用者の保健衛生管理業務に従事する。
- 五 機能訓練指導員 1名以上（常勤換算 1.0 以上）
機能訓練指導員は、利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練に関する事と、それに伴う介護職員への指導、助言する。
- 六 医師（嘱託）
医師は利用者の健康管理、保健衛生指導に従事する。

七 栄養士又は管理栄養士 1名以上（常勤換算 1.0 以上）

栄養士は、献立作成、栄養量計算、給食記録を行い調理員を指導して給食業務に従事する。

（営業日・受付時間及びサービス提供日）

第5条 事業所の営業日・受付時間及びサービス提供日は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|------------------|
| 一 営業日 | 年中無休 |
| 二 受付時間 | 月～日 8時30分～17時30分 |
| 三 サービス提供日 | 年中無休 |

（ショートステイの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、8名とする。

（ショートステイの内容）

第7条 ショートステイの内容は、介護予防居宅介護支援事業者、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成したサービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、計画書が作成されていない場合は、次掲げるものうち本会と利用者等の相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

一 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動、移乗の介助
- ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介護

二 家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ア. 衣類着脱の介助
- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

四 アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク

- ウ. 行事的活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 休養（養護）

五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については支援、サービスを提供する。

- ア. 移動、移乗動作の介助
- イ. 送迎

（ショートステイの利用料及び支払の方法）

- 第8条 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。詳細は、別紙（重要事項説明書）のとおり。
- 2 第9条の通常の実施地域を越えて行う短期入所生活介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 10キロメートルにつき、片道100円
- 3 滞在に要する費用、食事の提供に要する費用・・・別紙（重要事項説明書）
- 4 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。
- 5 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることにすること。
- 6 短期入所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または銀行口座振込・各金融機関口座引き落としにより納付するものとする。

（通常の実施地域）

第9条 通常の実施地域は、うるま市与那城、うるま市勝連の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第10条 利用者は、短期入所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。
- 一 サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時おける対応方法）

第11条 介護従事者は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 3～4 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(短期入所生活介護の利用契約)

第 13 条 本会は、短期入所生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族に対して短期入所生活介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後も差し支えないものとする。

(衛生管理及び介護従事者等の健康管理等)

第 14 条 事業所は、短期入所生活介護に使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、介護従事者に対し、感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする

(協力医療機関等)

第 15 条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるものとする。

(秘密保持等)

第 16 条 介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、介護従事者の雇用契約の内容とする。

(個別援助計画書の作成等)

第 17 条 事業所は、居宅サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの短期入所生活介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(サービスの提供記録の記載)

第 18 条 介護従事者は、短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該短期入所生活介護について、介護保険法 4 1 条 6 項または法 5 3 条 5 項の規程により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第 19 条 本会は、提供した短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を 1 名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 20 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び委員会の設置
 - 二 従業者に対する研修の実施
 - 三 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 四 成年後見制度の利用支援
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するとともに再発防止策を講ずるものとする。

(身体的拘束)

第 21 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(損害賠償)

第 22 条 本会は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第 23 条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとし、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - 二 継続研修 必要に応じてその都度
- 2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、短期入所決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備し、そのサービス提供しをした日から 5 年間は保存するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるとする。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 1 年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日より施行する。

この規定は、令和